

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回特別小委員会
議事録

令和5年8月23日
9:30～10:20
千葉県労働局1会会議室

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回特別小委員会

1 日時 令和5年8月23日(水) 9:30 ~ 10:20

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

(1) 特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定の必要性について

(2) その他

5 議事内容

(委員長)

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度「第2回特別小委員会」を開催いたします。

それでは、まず初めに、事務局から本日の特別小委員会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、本日の特別小委員会は有効に成立しております。

(委員長)

それでは、議題に入ります。

本日の主要議題であります、特定最低賃金の決定、新設及び改正決定の必要性についてでございますが、8月3日に開催されました第1回特別小委員会にお

いて、7業種の改正決定と1業種の決定、新設の必要性について、5業種から意見陳述が行われました。これについて労使双方は、一旦持ち帰ってご検討をいただくということになっておりましたが、本日は、それぞれ別室で協議を行う時間が必要でしょうか。

《必要ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、必要ないとのことですので、まず、使用者側から7業種の改正決定に係る必要性についてご意見を頂戴したいと思います。

(使用者側委員)

先日の第1回特別小委員会の場で意見陳述を頂きました5業種をはじめ7業種について必要性の要否を検討してまいりました。

まず、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、自動車小売業につきましては、既に千葉県最低賃金に飲み込まれていることから、特段の理由がない限り今年度も改正の必要はないと考えております。

次に、昨年も改正の必要性ありとしました鉄鋼業と電気機械器具でございます。まず、鉄鋼業については、今年度42円の地賃改正がなされましても、なお特定最賃が上回っておりますことから、改正の必要性ありとすることにつきましては、特段反対はいたしません。また、電気機械器具でございますけれども、こちらは今年度の42円の地賃改正が行われますと、現在の特定最賃1,013円につきましては、10月以降一旦改正後の地賃に飲み込まれるわけでございますけれども、労働協約等の最低賃金が1,096円ということもございましてなお、改正の余地が大きいということから、今回も改正の必要性ありとすることに特段反対をするものではございません。

次に、各種商品小売業についてでございますけれども、既に地賃に飲み込まれておりますけれども、非正規パート労働者が多い業界であり、人材確保の観点からも見直しが必要だという趣旨で、前回小委員会で百貨店、総合スーパーの新設要望も含めてご説明をいただいたわけですが、我々としては、百貨店、総合スーパーを含む大分類であります、各種商品小売業として必要性を検討いたしました。

使用者側としても先日のご説明内容も含めて業界の状況、人材確保に向けた取組、賃上げの状況等は十分理解はいたしましたけれども、複数の業界内企業を訪問するなどして現在の各社の状況を伺いつつ、特定最賃の改正の必要性についての考え方も伺ってまいりました。その中で一つは今回、地賃がそもそも42

円と大幅な改正がなされることから、最低賃金近傍で働く労働者の賃金引き上げはもとより、社内全体の賃金見直しも必要となってくる、という中で人材採用の確保も重要ではありますが、既存の従業員、コスト増のインパクトが大きい。また、先日来出ております年収の壁問題も存在する以上、人手の調整が難しい状況が続くことには変わりはない、そうした中での地賃をさらに上回る特定最賃を設ける必要性が見出せない。ということがございました。また、労働協約額が 1,035 円ということで、改正後の地賃 1,026 円との金額の幅がわずか 9 円しかないということがございます。このような中では改正する必要性が見出しにくい。という意見もございました。これらを踏まえまして、改めて使用者側で検討を重ねてまいりましたけれども、結果、今年度につきましてもやはり改正の必要性はないというものと考えます。したがって、今年度は、鉄鋼業、電気機械器具の 2 業種について必要性ありと考えております。

使用者側からは、以上でございます。

(委員長)

ただいまの使用者側の意見に対して、労働者側から何か意見はございますか。

(労働者側委員)

労働側からの主張をさせていただければと思います。

まずはこの必要性の審議につきまして、陳述の場を設けて頂いたことと併せまして第 2 回目の特別小委員会の中で判断を頂くといった流れについてご理解をいただいたことについて改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ただいま、使用者側から発言がありました 2 業種について、鉄鋼、電気についてはご理解頂いたことについても感謝を申し上げたいと思います。

その他の改正 5 業種、新設の 1 業種につきましては意見陳述の内容を含めて本日まで精査頂いた結果であると受け止めてはいますが、労働者側の考え方としましては、最賃法の第 15 条 1 項に基づき申し出を行っておりまして、規則に照らして問題なく受理されたものであり、有効なものであるということから、特定最賃の基本は、当該労使しっかり議論をする場として審議に入れるよう必要性ありとして頂きたいという考えは持っております。特定最賃における改正の必要性については、当該業種における企業内最低賃金の高さが重要な判断材料であるということで考えておりまして、春闘を通じて毎年引き上げに取り組んでおりまして、申出に記載しているとおり金額が上昇している点についてお伝えしたいと思っております。加えて、各種商品小売業につきましては、今年度の春闘におきまして非常に高い賃金改正を行っておりまして、これまでと違っ

てステージが変わってきた段階にあるのだろうというふうに思っております。使用者からの発言もありましたけれども、高さが少し足りないという部分もありますので、次年度の春闘において引き続き取り組みを進めて、必要性があるというような判断をいただけるようなデータを揃えて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますけれども、専門部会に入ります、2業種の金額審議につきましては、当該業種の労使でしっかり協議をして頂くようお願いを申し上げまして、労働者側からの発言にかえたいと思います。よろしくお願いします。

(委員長)

ただいまの労働者側の意見に対して、使用者側から何か意見はございますか

《ありません。旨の声》

(委員長)

このままですと全会一致に至らず必要性ありとすることができない業種もありますが、ほかに何かご発言はありませんか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、ただいま、7業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてご審議いただきましたが、一部は全会一致でまとまりませんでした。つきましては、本特別小委員会の結論といたしまして、鉄鋼業、電気機械器具製造業関係の2業種の特定最低賃金については、全会一致で改正決定の必要性を認めることといたします。

また、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業、自動車新車小売業の5業種の特定最低賃金については、全会一致に至らなかったため、改正決定の必要性有りとする事は出来ないと判断いたします。

以上でよろしいでしょうか。

《はい。異議無し。旨の声》

(委員長)

続いて、百貨店、総合スーパーの決定、新設に係る必要性について、使用者側

からご意見を頂戴したいと思います。

(使用者側委員)

先ほどの説明の中でも触れましたが、我々としては百貨店、総合スーパーを含む各種商品小売業としての必要性について検討した結果、必要性は無いという判断をいたしましたので、先ほどの説明でご理解を頂ければと思います。

(委員長)

ただいまの使用者側の意見に対して、労働者側から何か意見はございますか。

(労働者側委員)

労働者側としましては、申出の内容が同じ内容で申出をしておりましたので、判断としましては、先ほど申し上げた通り、金額の部分についても少し足りない部分もございますし、改めて準備をして取り組みたいと考えています。

以上でございます。

(委員長)

今の労働者側の意見に対して、使用者側から何か意見はございますか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

双方ほかに意見はよろしいですか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、ただいま、1業種の決定、新設の必要性の有無についてご審議いただきましたが、全会一致には至りませんでしたので、本特別小委員会の結論といたしまして百貨店、総合スーパーの決定、新設は必要性有りとすることはできないと判断いたします。よろしいでしょうか。

《はい。異議無し。旨の声》

(委員長)

それでは、本日の特別小委員会の審議結果は、特別小委員会運営規程第11条

に基づき、この後に開催予定の第 435 回本審議会に報告することにいたします。
これから、報告書（案）を用意いたしますので、しばらくお待ちください。

《報告書（案）の配付》

（委員長）

それでは、確認のため、事務局から朗読をお願いします。

（賃金指導官）

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、令和 5 年 8 月 3 日及び同月 23 日に開催した特別小委員会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諸資料の検討など慎重に審議を重ねた結果別紙のとおりの結論に達したので報告する。別紙、下記 1 の最低賃金は、改正決定することを必要と認める。また、下記 2 の最低賃金は、全会一致に至らなかったため改正決定について必要性有りとする事ができない。記、1 改正決定することを必要と認める最低賃金、(1) 千葉県鉄鋼業最低賃金、(2) 千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。2 改正決定について必要性有りとする事ができない最低賃金、(1) 千葉県調味料製造業最低賃金、(2) 千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、(3) 千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、(4) 千葉県各種商品小売業最低賃金、(5) 千葉県自動車（新車）小売業最低賃金。

千葉県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について、令和 5 年 8 月 3 日及び同月 23 日に開催した特別小委員会において、標記最低賃金の決定の必要性の有無について、諸資料の検討などにより慎重に審議を重ねた結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため報告する。以上です。

（委員長）

ただいまの報告書（案）のとおり、審議会に報告してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

（委員長）

それでは、ご了承いただきましたので、この後に開催される本審議会に報告い

たします。

続きまして、特定最低賃金の改正審議の手続きについて、ご確認いただきたいと思えます。去る8月1日に、労働局長から決定、新設及び改正の必要性の有無についての諮問を受けておりますので、本日の審議結果が、この後に開催される第435回本審議会に報告されますと本審議会においても審議された上で、決定、新設及び改正の必要性の有無について答申が行われる予定です。そして、答申が行われますと必要性有りとなされた業種については、金額改正に係る諮問が行われることとなります。その後、必要性有りの業種については専門部会を設置し、金額審議が行われることとなりますので、皆様、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

次に、議題(2)その他ですが、特定最低賃金に関し、ほかに何か発言などはございますか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

事務局からは何かありますか。

(賃金室長)

本日、この後に開催される本審議会を経て、特定最低賃金の審議日程が決まることにはなりますが、今回、電気と鉄鋼の2業種ということで、事務局としては、電気の第1回目を10月5日木曜日、第2回目を10月18日水曜日とし、鉄鋼業の第1回目を10月6日金曜日、第2回目を10月13日金曜日として、案をお示しする予定でございます。時間につきましては、いずれも午後2時からを予定しております。なお、正式に日程が決まるのは、公示等の手続きの後、委員が選任されてからとなります。事務局からの報告は、以上でございます。

(委員長)

それでは、以上を持ちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。